

ツーリズム EXPO ジャパン 2026 委託業務プロポーザル審査委員会設置要綱

(目的)

第1条 「ツーリズム EXPO ジャパン 2026」出展に係る観光 PR ブース設営等業務を委託するあたり、プロポーザル方式により最も適したものを選定するため、審査委員会を設置する。

(名称)

第2条 この審査委員会は、ツーリズム EXPO ジャパン 2026 委託業務プロポーザル審査委員会（以下、「委員会」という。）という。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 委託候補者の選定に関する事項
- (2) 提案書の採用に関する事項
- (3) その他委員会が必要と認める事項

(構成)

第4条 委員会は、委員長と委員で組織し、別表のとおり構成する。

2 委員長は会務を掌握する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(審査)

第5条 審査は委員長及び委員による書面審査とする。

(審査内容の取扱い)

第6条 審査内容については、非公開とする。

(秘密の保持)

第7条 審査を行った者は、この審査について知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、静岡県大型観光キャンペーン推進協議会事務局において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附則

この要綱は、令和8年5月13日から施行する。

別表

委員長	公益社団法人静岡県観光協会事業統括ディレクター	埜村 昇
委員	静岡県文化・観光部観光交流局観光振興課班長	永田 恭大
	公益社団法人静岡県観光協会事務局長	赤池 勇治
	公益社団法人静岡県観光協会国内マーケティング課長	小澤 誠